

令和7年4月吉日

会員各位

三木市商店街連合会  
会長 前川 厚行

## 「三木市商店街連合会プレミアムお買い物券」取扱店募集のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当連合会の事業には格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

物価高騰が継続する中、消費喚起と地域商業活性化のため、市民に密着した市内の店舗及び事業所において使用できるプレミアム付きお買い物券事業を今年度も三木市・三木商工会議所と連携をとりながら当連合会が実施することとなりました。

つきましては、会員の皆様に「プレミアムお買い物券」の取扱店の募集を致しますので、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 商品券の概要

- |                |  |
|----------------|--|
| ①名 称           | 三木市商店街連合会プレミアムお買い物券  |
| ②発 行 者         | 三木市商店街連合会  |
| ③発行総額          | 1億8,000万円（うちプレミアム分 3,000万円）  |
| ④消費者への<br>販売価格 | 1セット：10,000円<br>(1,000円券×12枚綴り)                                    |
| ⑤発行内容          | 1セット12枚綴りの内、7枚（共通券）はすべての取扱店での使用可能。残りの5枚（専用券）については大手量販店を除く取扱店で使用可能。 |
| ⑥使用期限          | 令和7年8月1日（金）～令和7年11月30日（日）  |
| ⑦発行数           | 15,000セット（往復はがき申込・web申込）<br><b>市民のみ購入可。在勤者及び市外の方は申込不可</b>          |
| ⑧プレミアム率        | 20%  |

尚、申込方法等は店舗掲載チラシおよび6月の広報みきで掲載させていただきます。

#### 2. 応募できる事業所

三木市内（吉川町を除く）に立地する次の業種で三木市商店街連合会又は三木商工会議所の会員とする。

- ①小売業（食料品、衣料品、日用品雑貨、本、家電、ショッピングセンター、コンビニエンスストア、自転車など）
- ②飲食業（飲食店、喫茶店、居酒屋など）
- ③サービス業（理・美容業、クリーニング、エステ、自動車整備・修理業、レンタル業など）

（注）三木市商店街連合会又は三木商工会議所の会員であることが参加条件となります。

### 3. 対象外事業所

- ①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業を行う事業者（キャバレー・ディスコ・クラブ・麻雀・パチンコ店・ゲームセンターなどが該当する。）
- ②業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者。

### 4. 取扱店

- |          |  |
|----------|--|
| ①申請方法    | 別紙（登録申請書①確認書②又内容申請書②）に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送・専用メール（当連合会のホームページの申込フォーム）でお申込み下さい。 |
| ②手数料     | <b>登録手数料無料・換金手数料無料</b>   |
| ③換金方法    | 市内指定金融機関（現在、調整中）   |
| ④消費者への周知 | 取扱店名簿作成し商品券購入者に配布、取扱店用のポスター配布、ホームページ等で告知                                     |
| ⑤申請締切    | 令和7年4月30日（水）必着   |

\*申請締切を過ぎても受付させていただきます。

ただし、4月30日（水）以降の申込店舗様は広告チラシには掲載されません。

#### <今後の予定>

- ・5月27日(火) 以降に 店舗掲載ポスター・広告チラシを参加店舗様に送付（郵送）
- ・6月1日(土)～27日(金) 購入申込期間
- ・7月9日(水) 取扱店説明会（14：00～ ・ 19：00～）
- ・8月1日(金)～11月30日(日) お買い物券利用期間
- ・8月1日(金)～12月25日(木) お買い物換金期間（予定）

問い合わせ先 〒673-0431 三木市本町2丁目1番18号 三木商工会館3階  
三木市商店街連合会 宛  
TEL 0794-83-3377 FAX 0794-70-8166  
(平日：午前9時30分から午後4時)

\*もし、知り合いの店舗で参加したい店舗があれば、お声掛けください。